

海部東部防火危険物安全協会会則

制定 平成17年4月28日

改正 平成22年5月19日

令和 3年7月20日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、海部東部防火危険物安全協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するために、海部東部消防組合消防本部予防課内に事務局を置く。

2 事務局には、書記を若干名置く。

3 書記は、海部東部消防組合消防本部の予防課の職員をこれに充てる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、防火対象物及び危険物施設の火災予防、保守管理並びに消防用設備等及び危険物の安全管理に必要な知識技能の普及徹底に努め、もって会員相互の融和、連絡を図り各事業の健全な振興発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 火災予防思想の普及及び徹底に関すること
- (2) 関係法令等の普及啓蒙に関すること
- (3) 講習会及び研修に関すること
- (4) 消防に関する調査研究及び発明、改良の助成に関すること
- (5) 功労者の表彰に関すること
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会したあま市及び大治町内の次の事業所の管理

者又は所有者とする。

ア 防火対象物（消防法施行令別表第1(1)項から(17)項までに掲げる防火対象物をいう。）を所有する事業所

イ 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所又は少量危険物を所有する事業所

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、本会を賛助する者

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1）を会長に提出するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、退会届出書（様式第2）を会長に提出するものとする。

2 会員の都合により退会届出書を提出できない場合は、会長の判断で退会扱いとすることができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名以内

(3) 理 事 21名以内

(4) 監 事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 理事は、会員の互選により定める。

4 監事は、理事の互選により定める。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、役員会に諮り会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ会議において意見を述べるることができる。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 役員は任期満了の場合においても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 歳入、歳出の予算及び決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) その他、本会の運営に必要な事項に関すること

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成し、必要に応じてこれを開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること
- (2) 総会の議決を要するもので、委任を受けた事項に関すること
- (3) 事業の遂行に関すること
- (4) その他、本会の運営に必要な事項に関すること

(招集及び議決)

第15条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 会費及び会計

(経費の支弁)

第16条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

(会費)

第17条 本会の会費は、次の基準のとおりとする。

- (1) 会費は、1事業所につき正会員、賛助会員ともに年額8,000円とする。
- (2) 事業所とは、協会の区域内に存する経営者の単位とし、所在地を異にして2以上の事業所が存する場合にあっても経営者が同じであれば1の事業所とする。

- 2 会員は、毎年6月30日までに会費を納入しなければならない。なお、納入方法にあつては、原則として本会の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとし、振り込み手数料が必要となる場合は会員が負担するものとする。
(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

- 2 経費に余剰金を生じたときは、翌年度にこれを繰り越すものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 理事の選出数については、町の区域ごとに2名とし、会員数が40名を超えるごとに1名を加えた数とすることを基準とする。

附 則

- 1 この会則は、平成22年5月19日から施行し、平成22年3月22日から適用する。
- 2 あま市に係わる理事の選出数については、合併前の七宝町、美和町、甚目寺町の区域を基準とし、平成17年4月1日付け、附則第2号の規定を準用する。

附 則

この会則は、令和3年7月20日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

海部東部防火危険物安全協会
会 長 様

郵便番号

住 所

名 称

電話番号

代表者名

海部東部防火危険物安全協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。
なお、会則第18条による会費を納入します。

記

1 入会年月日 年 月 日

様式第2 (第7条関係)

退 会 届 出 書

令和 年 月 日

海部東部防火危険物安全協会
会 長 様

郵便番号

住 所

名 称

電話番号

代表者名

このたび下記の日付をもって、海部東部防火危険物安全協会を退会します。

記

1 退会年月日 年 月 日